

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市生活改善グループ連絡協議会補助金
補助事業等の目標	地区内の生活改善並びに農業活動の調査及び研究を通じて衣、食等の伝統文化の継承並びに普及を図るため。
補助事業等の対象者	市内に在住する生活改善グループ加入者によって構成される団体
補助対象経費	生活改善及び農業活動の調査及び研究並びに料理講習等の経費並びに各種イベント参加経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 H10年、H17年の見直し後の範囲
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成8年以前
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 衣、食等地域に残る伝統、文化等を次世代に継承するため必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 農業振興係